

八日市場都市計画道路の変更（千葉県知事決定）

都市計画道路中 3・6・9号銚子連絡道路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
幹線街路	3・6・9	銚子連絡道路線	匝瑳市 時曾根 字榎ノ内	匝瑳市 川向 字後野	匝瑳市 八日市場イ 字大塚	約 8,710 m		2車線	9.5 m			
							約 8,460 m			嵩上式		9.5～ 51.1 m
							約 250 m			地表式		9.5 m
	構造形式の内訳		匝瑳市 時曾根 字下ノ谷	匝瑳市 川向 字後野								

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

銚子連絡道路の延伸整備に伴い、都市計画道路3・6・9号銚子連絡道路線の区域を延長する。

また、銚子連絡道路の事業の進捗に伴い、交通の安全性の確保を図るため、構造及び線形を変更する。

八日市場都市計画道路（千葉県知事決定）の変更理由書

銚子連絡道路は、山武市から銚子市に至る延長約30kmの地域高規格道路であり、山武・東総地域の道路ネットワークの骨格を形成する主要な幹線道路として、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や東京湾アクアラインなどの高規格幹線道路等と一体となって、首都圏をはじめとする各地域との交流・連携の促進等により、当該地域の活性化に寄与する道路である。

銚子連絡道路（匝瑳市～旭市間）の延伸整備に向けて、都市計画道路3・6・9号銚子連絡道路線の匝瑳市横須賀地先から匝瑳市川向地先までの区間について、区域を延長する。

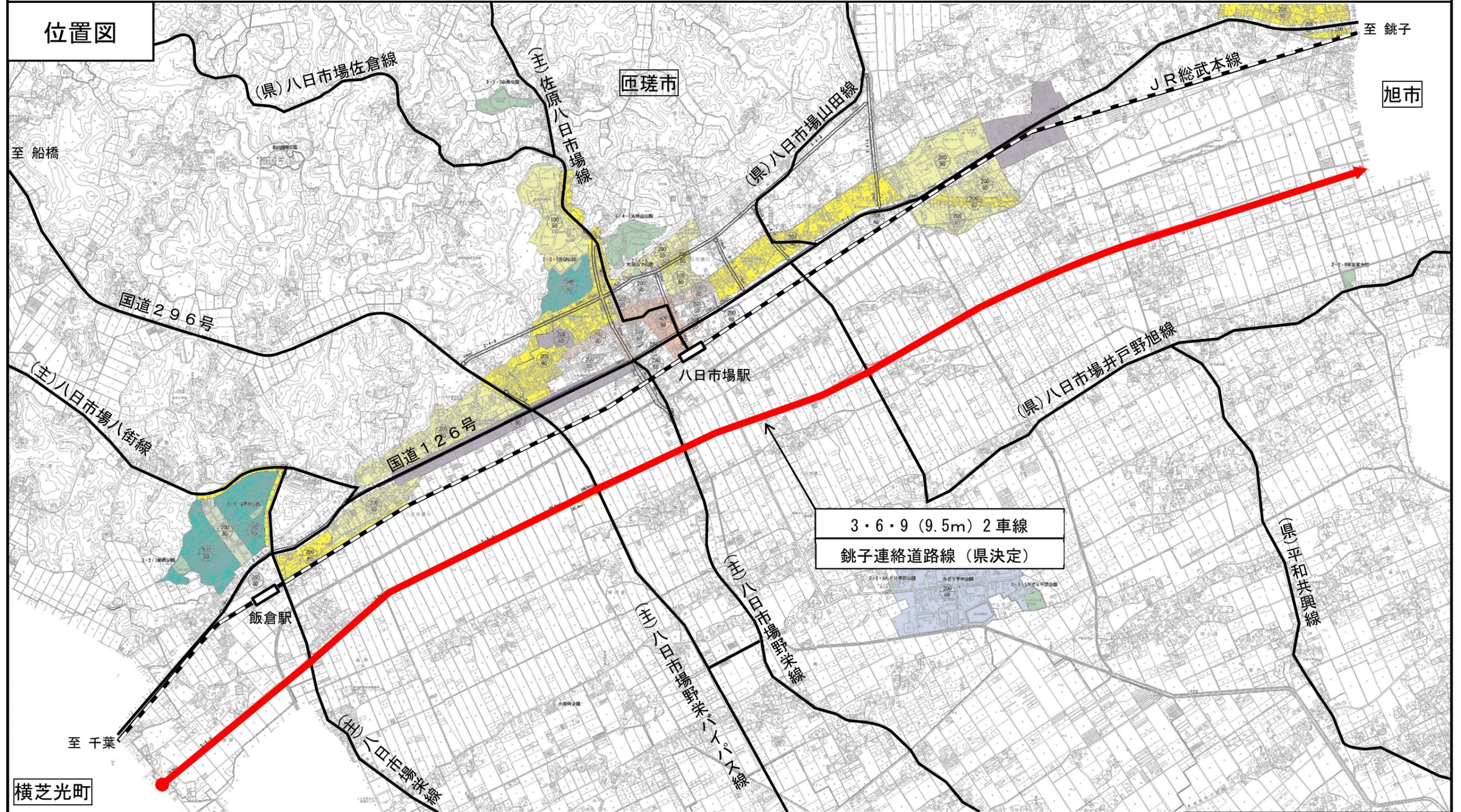
また、銚子連絡道路（横芝光町～匝瑳市間）のうち、都市計画道路3・6・9号銚子連絡道路線の匝瑳市時曾根地先から匝瑳市横須賀地先の県道八日市場野栄バイパスまでの区間について、事業の進捗に伴い、農耕車等の安全な通行の確保を図るため、構造形式を地表式から嵩上式にし、併せて線形の変更を行う。

八日市場都市計画道路の概要（千葉県知事決定）

名称		変更の内容									
番号	路線名	旧番号	旧路線名	起点	終点	線形	延長	構造形式	幅員	車線の数	備考
3・6・9	銚子連絡 道路線	—	—	—	延伸	変更	約3,360m → 約8,710m	地表式 → 地表式 嵩上式	—	—	銚子連絡道路の延伸整備に伴い、終点を延伸し、延長を変更する。また、整備進捗に伴い線形及び構造形式を変更する。

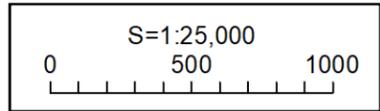
八日市場都市計画道路の変更について（千葉県決定）

位置図



3・6・9 (9.5m) 2車線
銚子連絡道路線 (県決定)

横芝光町



N

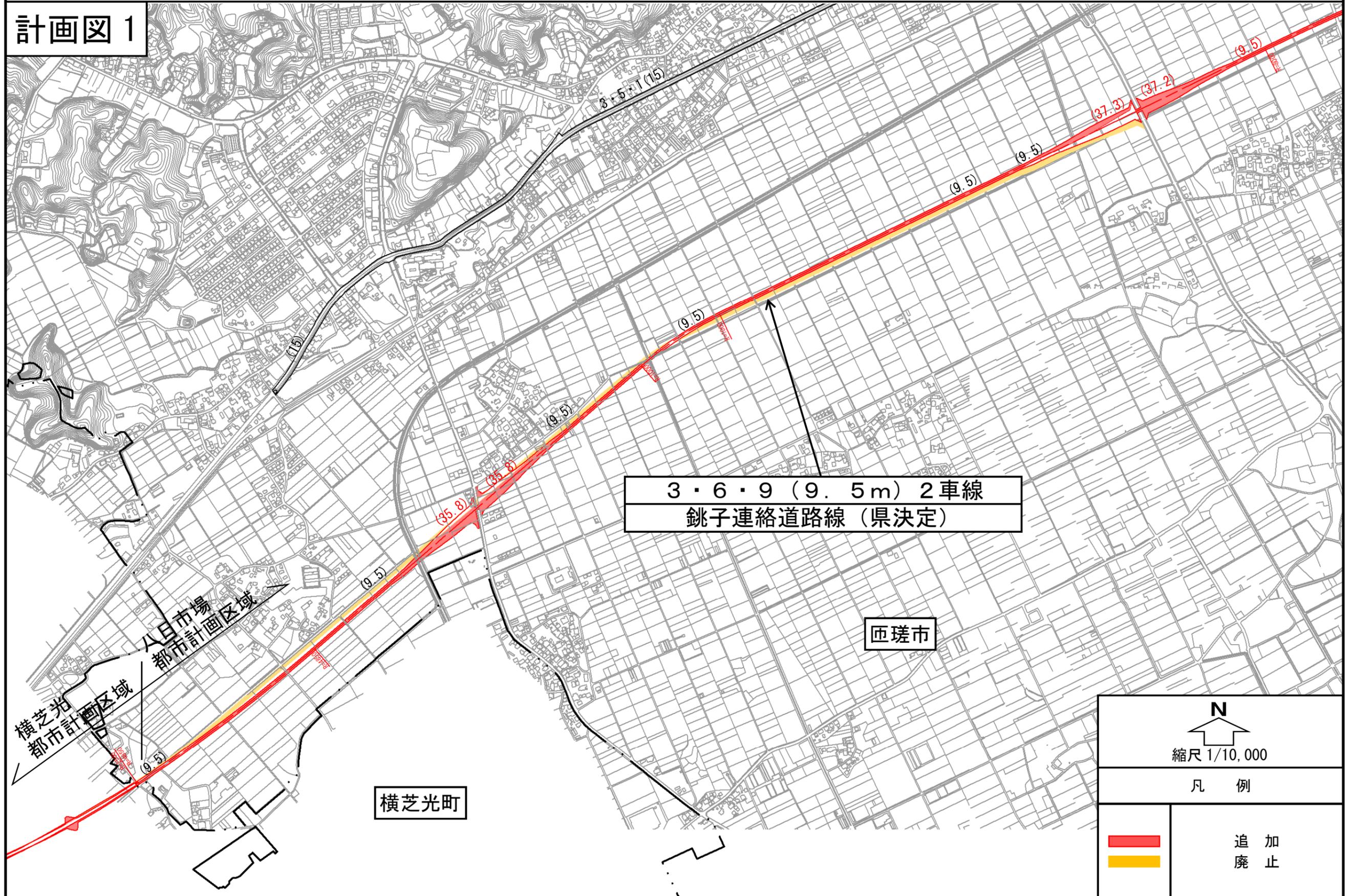
縮尺 1/25,000

凡 例

■ 変更箇所

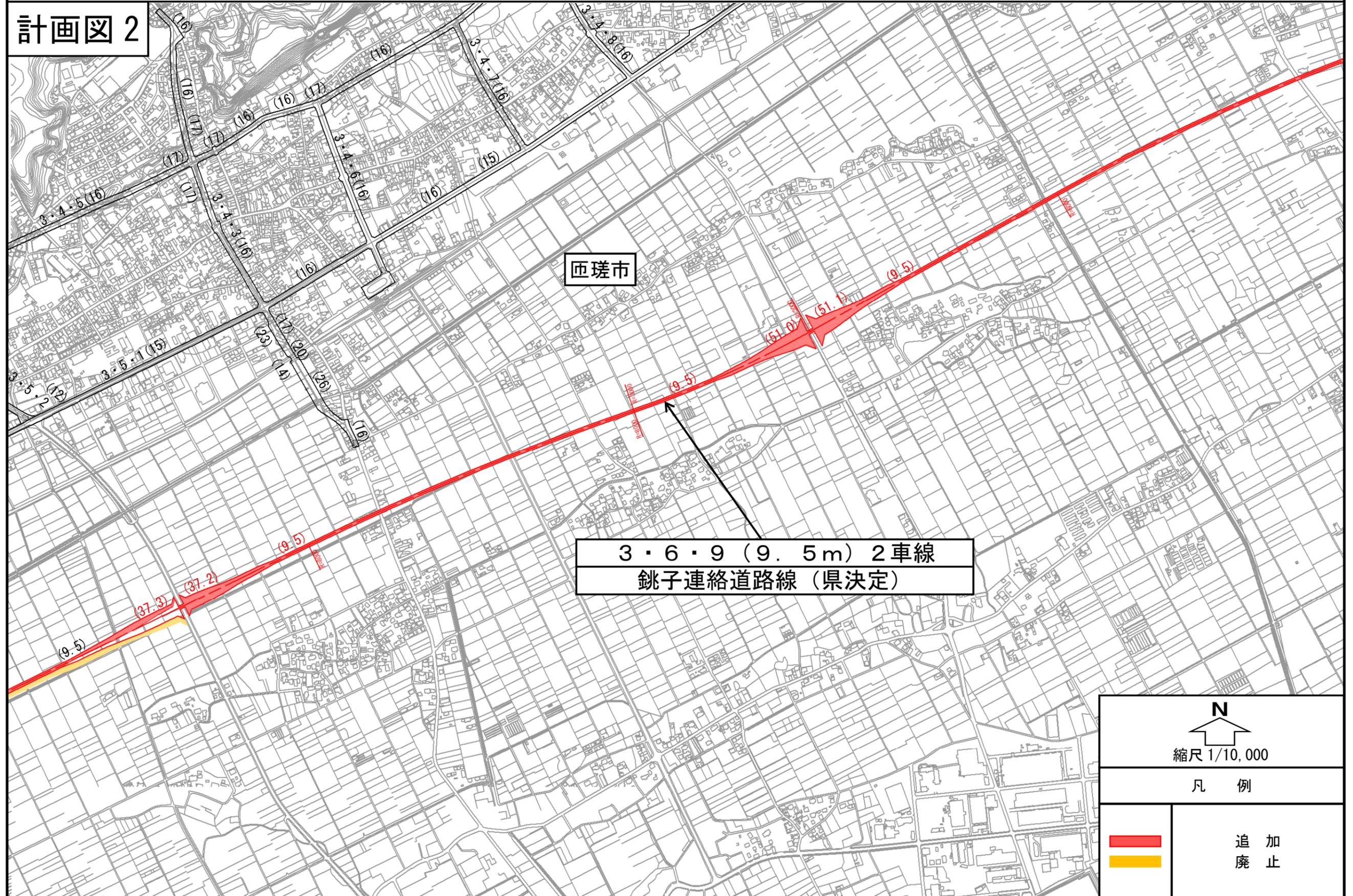
八日市場都市計画道路の変更について（千葉県決定）

計画図 1



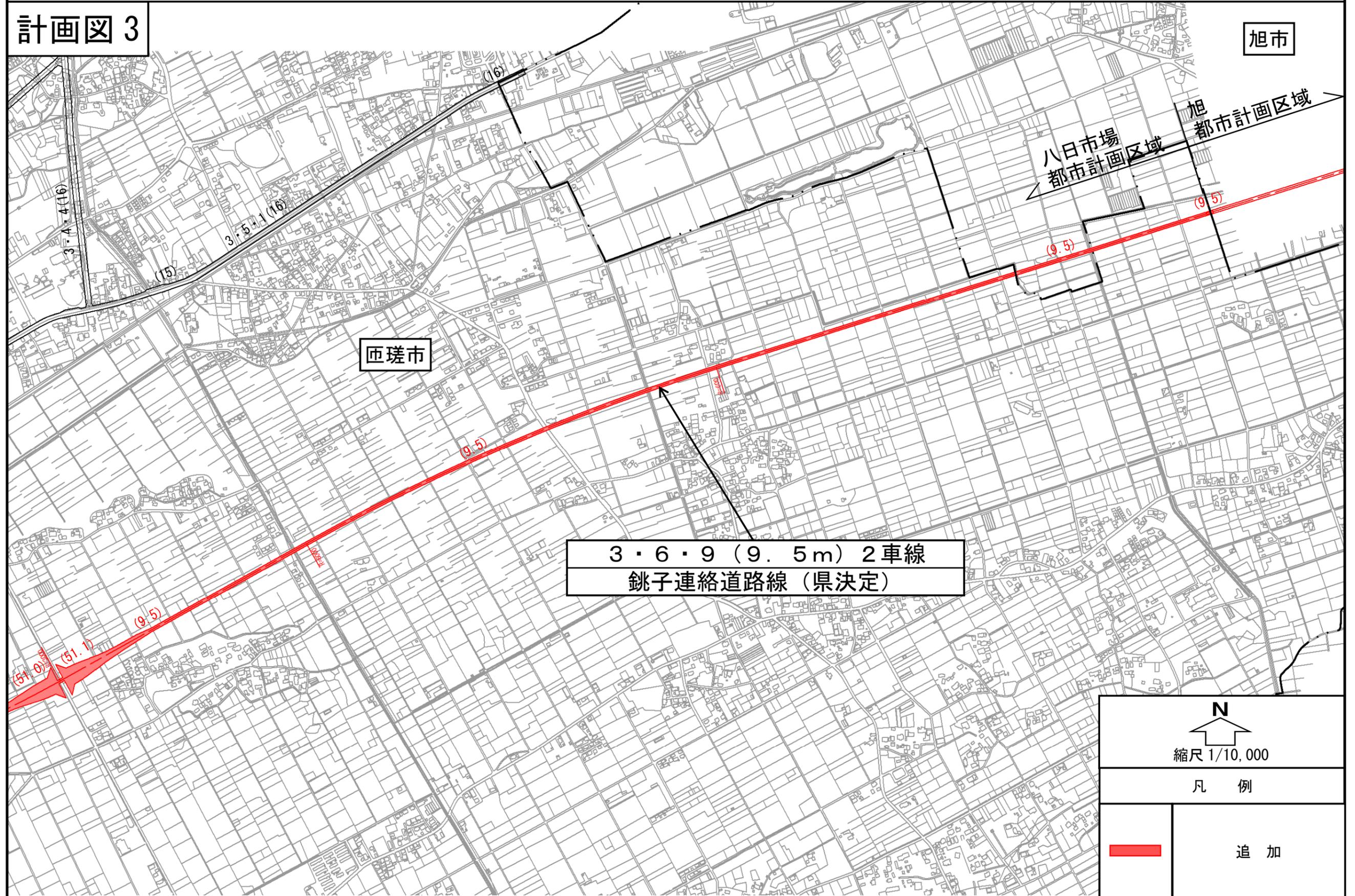
八日市場都市計画道路の変更について (千葉県決定)

計画図 2



八日市場都市計画道路の変更について（千葉県決定）

計画図 3



意見書の要旨の提出について

都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の案を公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出があったので、同法第21条第2項において準用する同法第18条第2項の規定により、その要旨を貴審議会に提出します。

八日市場都市計画道路の変更に係る意見書の要旨

1 D氏 匝瑳市

- ① 不安定な時代に勝手に移転を強要しておきながら、木造の建物を減価償却価格で買取り、不足額は我々の貯金から出してくださいというのは正当な補償ではない。道路の都合で私たちが労働時間と費用を費やすのが当たり前だと思わない。私有財産は正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」とある日本国憲法に違反すると判断する。

2 E氏 匝瑳市

- ① 立ち退きによって、現在の営業をとめることはできない。あらかじめ、土地、建物、設備を整えた上で、移転を行い、すぐ営業を行えるようなそういった形での補償を求める。それ以外は考えられない。